令和７年度

事　業　計　画　書

自　令和７年４月　１日

至　令和８年３月 31 日

公益社団法人杉並区成年後見センター

令和７年度公益社団法人杉並区成年後見センター事業計画

１　基本的な考え方

厚生労働省の「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が目標として掲げる「地域共生社会の実現」に向けた権利擁護支援の推進を図ることを目的として、次の基本方針のもと、成年後見制度の利用促進事業を遂行する。

【基本方針】

（方針１）　成年後見制度を支える利用推進機関として、相談から利用までの一貫した支援機能を発揮するとともに、区民後見人の確保・養成と活用を推進するほか、法人後見の充実等を図る。

（方針２）　権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける中核機関として、関係機関との連携体制を強化するとともに、区民に対する成年後見制度の一層の周知・普及を図る。

（方針３）　個人情報の取扱いに十分留意しつつ、情報公開を積極的に推進し、公益社団法人としての透明で適正な法人運営を行う。

なお、周知・普及活動については、制度をわかりやすく理解することができるよう、関係機関と協力して、様々な周知・普及の方法を工夫して進めていく。

また、区民が成年後見制度を正しく理解し、本人が制度の利用によるメリットを感じられるよう、関係機関の職員等への成年後見制度の普及活動にも力点を置いて展開する。さらに、杉並区及び杉並区社会福祉協議会と強固に連携し、成年後見制度の中核機関として一層の機能の充実や体制強化について検討していく。

２　具体的事業計画

【公益目的事業】　成年後見制度利用推進事業

◆　成年後見制度の周知、普及及び啓発活動

（１）一般区民向け講演会

権利擁護支援としての成年後見制度の周知と活用を推進するため、法人主催や他団体との協働により一般区民向けの講演会を開催し、制度の普及啓発を図る。

〇法人主催の講演会　年２回

〇他団体との協働実施による講演会　年１回

（２）区民後見人等養成・支援事業

地域共生社会の実現に向けて、同じ地域の身近な区民が成年後見活動を行うため、令和６年度に実施した区民後見人等養成事業により新たなメンバーとして区民後見人等候補者名簿に加える。

区民後見人等候補者名簿登録者に対しては、後見人等候補者としての紹介から、後見人等受任後の監督までの一貫した支援を行う。また、名簿登録者の質の維持向上のためのフォローアップ研修を実施するとともに、後見人受任までの待機期間中に事業支援員や法人後見支援員として実務的な経験を培う事業を行う。さらに、区民後見人等養成事業の開催頻度などについて検討を行う。

〇区民後見人フォローアップ研修　年２回

（３）周知活動

パンフレット、ポスターやホームページなどの広報媒体を通じて、わかりやすく成年後見制度の仕組みや制度の利用促進の周知と法人事業の広報を行うとともに、地域団体等が主催する研修会や説明会への参加および協働実施を通じて、様々な周知活動を行う。

杉並区役所庁舎でのパネル展示を始めとした周知活動や、杉並区成年後見制度利用促進協議会メンバーを通じて、出張説明会や専門相談事業の案内を行う。

パネル展示等の周知活動の実施に際しては、事業支援員の活用を図る。

また、杉並区と協力し、区広報、区ホームページ及び区 SNS での定期的な周知活動などのほか、「すぎなみくらしのガイド」、「高齢者のしおり」、「障害福祉のしおり」等の区が発行するパンフレットに記事を掲載し、制度を周知する。

〇パネル展示・催事での出展等　年２回（6月、12月）

◆　成年後見制度に関する相談及び利用支援

（４）相談業務、申立て手続き支援

高齢者や障害者等とその家族からの権利擁護や成年後見制度に関する電話・来所相談に対応するほか、必要に応じて訪問での相談対応を実施する。相談業務においては、制度の概要説明に加え、申立てに関する手続きの説明を行う。

また、平日の相談が難しい方や複雑な課題を抱えている方に相談の機会を提供するため、専門職団体との共催により休日相談会を実施する。

家庭裁判所への後見等開始申立てまでの支援が必要な方に対しては、申立て手続き支援として、申立て書類の確認や、第三者後見人等候補者の紹介など、継続的な手続き支援を行う。

また、既に後見人を受任している親族後見人や専門職後見人からの相談に対しても、適宜対応する。

さらに、制度利用開始前及び開始後における制度利用者やその家族のほか、後見人等や関係機関からの相談に的確に対応するため、専門職による相談事業の充実を図る。

〇専門相談　月８回　（火・木　午後）

（５）申立て費用、後見報酬助成事業

成年後見制度の利用が困難な方に対し、以下の助成事業を行う。

（申立て費用助成事業）

申立人の収入や預貯金等の資産が少ないため、申立て費用を負担することができない場合に、申立て手数料や鑑定費用を助成する事業

（後見報酬助成事業）

被後見人等の収入や預貯金等の資産が少ないため、後見人等への報酬を負担することが困難な場合に、被後見人等に対し、後見人等への報酬の全部又は一部を助成する事業

申立時における杉並区成年後見センターの関わりを、後見報酬助成事業の対象要件の一つとしている。そのため、関係機関や候補者となる専門職団体に周知を図るとともに、やむを得ず杉並区成年後見センターが関わらずに申立てた案件についても、報酬助成ができるよう事業の見直しを検討する。

◆　後見人サポート及び関係機関との連携強化

（６）親族後見人勉強会

東京家庭裁判所の最近の動向を含めた後見業務に関する法律知識、財産管理の手法や家裁への報告について専門家から学ぶため、親族後見人勉強会を開催する。また、勉強会の開催にあたっては、親族後見人同士が抱える疑問などを意見交換する交流の場として活用する。

〇親族後見人勉強会　年１回　（下半期実施予定）

（７）関係機関との連携強化のための事業

国の「成年後見制度利用促進基本計画」に定める地域連携ネットワークの中核機関としての機能を担い、本人や関係者と専門職団体や関係機関とのコーディネートを行う。また、杉並区成年後見制度利用促進協議会の開催を通じて、専門職団体や関係機関が成年後見制度の利用者本人と本人を取り巻く支援チームに対し、本人の意思決定支援を行えるよう必要な連携強化を図るとともに、制度の周知・普及についても協議する。

〇 杉並区成年後見制度利用促進協議会（年１～２回）

また、区民の「福祉と暮らしのサポート拠点」であるウェルファーム杉並に所在する機関として、困難事例や高齢者虐待の対応等を行う杉並区在宅医療・生活支援センターや、障害者の相談支援の拠点であり、障害者虐待の対応も行う杉並区基幹相談支援センターとの連携をより一層強化し、サポート拠点としての機能の充実を図る。さらに、杉並区社会福祉協議会（地域福祉権利擁護事業担当）とも密な連携を取り、業務連絡会を通して相談ケースについての課題共有に努め、両制度の適切な利用を推進していく。

以上のような地域連携ネットワークを構築することにより、後見人等の選任後においても必要なチーム支援機能が発揮できるよう、中核機関としての機能の充実を図る。

〇 地域福祉権利擁護事業担当との業務連絡会　（毎月１回）

◆　法人後見事務

（８）法人後見事務

　成年後見制度の利用を必要とする区民の事案の特性から、法人後見としての対応が必要な場合には、後見人を受任し後見事務を進める。

　また、任意後見の法人後見受任に関しては、必要な受任基準や体制整備について引き続き検討していく。

◆　委任契約による代理事務

（９）委任契約による代理事務

　法人の任意後見に関する検討と併せて、移行型任意後見契約（通常の財産管理の委任契約と任意後見契約を同時に結び、判断能力が低下し、任意後見開始の必要が生じたときには、最初の委任契約から任意後見契約へ移行する契約形態）の活用について検討する。

◆　後見監督事務

（１０）後見監督事務

　候補者推薦事案においては、積極的に区民後見人受任の可能性を検討し、区民後見人受任事案に関しては、家庭裁判所の選任のもと、法人後見監督人として区民後見人に対する適切な指導監督を行う。

◆　区長申立て事務支援

（１１）区長申立て事務支援

　区長申立て事案においては「杉並区長の後見開始等の審判請求事務に関する協定」に基づき、杉並区長が迅速かつ適正に後見開始等の審判請求が行えるよう、関係機関と連携し必要な事務を行う。

【法人管理業務】

（１） 公益法人運営

法令及び定款にしたがい、理事会や社員総会の開催など法人の機関運営を行うとともに、法定書類の作成・備置き・開示と書類の定期的提出などを通じた透明性の高い法人運営を行う。

また、法人運営の状況を踏まえ、定款及び諸規則等について、必要な見直しを行う。